

静岡県告示第224号

静岡県営住宅条例施行規則別表第2第2項の規定に基づく措置（平成25年静岡県告示第258号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
区分	措置	区分	措置
住宅の項2に規定する措置	原則として、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たすこと。ただし、これにより難い場合は等級3の基準を満たすこと。	住宅の項2に規定する措置	住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第三号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難い場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1(3)の等級4の基準）を満たすこと。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。